

学校法人会計基準の改正に係る質疑回答集

整理番号	項目	質問	回答
1	学校法人会計基準の改正について	改正後の学校法人会計基準は、いつから適用されますか。また、具体的な改正点を教えてください。	<p>◆改正後の学校法人会計基準は、知事所轄学校法人にあっては、平成28年度(文部科学省所轄学校法人は平成27年度)以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなります。</p> <p>※<u>予算書についても、平成28年度のものから、新基準の様式で作成する必要がありますのでご注意ください。</u></p> <p>◆具体的な改正点については、「学校法人会計基準の改正点について(平成27年10月23日付け27学振号外通知)」を参照してください。</p> <p>※当該通知は、私学振興室のホームページからもダウンロードできます。</p> <p>URL http://www.pref.aichi.jp/gakuji/kaikeikijun/kaikeikijun.html</p>
2	予算書について	予算書を前年度との比較型で作成するため、平成28年度の予算書においては、平成27年度予算を新基準に読み替えて表示しなければならぬのでしょうか。	<p>予算書は通常、前年度との比較型で作成しますが、平成28年度の予算書については、次のいずれかの方法で作成することができます。</p> <p>①単年度の予算だけを作成する方法</p> <p>②前年度(27年度)予算については、新基準に組み替えた旨を注記して対比型として作成する方法</p>
3	知事所轄法人における特例	学校法人会計基準(以下、基準という。)の「知事所轄法人における特例」について、詳しく教えてください。	「知事所轄法人における特例」について、別添「知事所轄法人に関する特例」のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、 <u>高等学校を設置する学校法人には適用されないものもありますのでご注意ください。</u>
4	経費区分内表示について	知事所轄法人は、新しい会計基準においても、教育研究経費支出と管理経費支出を区分しないで表記することは可能でしょうか。	<p>差し支えありません。</p> <p>※別添「知事所轄法人に関する特例」参照</p>
5	基本金明細表の作成の省略について	知事所轄法人は、基本金明細表の作成を省略できる(基準第37条)ことになっていますが、基本金の未組入額が残っている場合も省略できますか。	<p>「都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について(昭和46年2月25日付け学校法人財務基準調査研究会報告)」には、以下のとおり記載されています。</p> <p>1 高等学校を設置しない学校法人における学校法人会計基準の簡略化について</p> <p>(1) <u>基本金明細表の作成を省略できるものとする。 (この場合、固定資産の取得の年度にその取得価額の全額を基本金へ組み入れるものとする。)</u></p> <p>これにより、基本金の未組入額が残っている場合は、基本金明細表の作成を省略できないことになっています。</p>

整理番号	項目	質問	回答
6	有価証券の時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」について	有価証券の時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するとされていますが、この「合理的な基準」とは具体的にどのようなものですか。	具体的には、例えば株式については株価の推移、株式の発行会社の財政状態、株式の発行会社の経営成績の推移など、債権については格付け機関による格付け、債権の発行体の財政状態、債権の発行体の経営成績の推移などが考えられます。 なお、「合理的な基準」は、個々の学校法人において文書をもって設定しておき、每期継続的に適用する必要があります。
7	預かり保育収入について【28.6.2追加】	預かり保育事業の対価として父兄からいただく収入は、どの科目に計上したらよいですか。	預かり保育事業収入は、以下の科目に計上してください。 ◆資金収支計算書 (大科目)付随事業・収益事業収入-(小科目)補助活動収入 ◆事業活動収支計算書 教育活動収支-(大科目)付随事業収入-(小科目)補助活動収入
8	2歳児受入収入について【28.6.2追加】	2歳児の受入に係る料金等の収入は、どの科目に計上したらよいですか。	「7」の預かり保育収入と同様、補助活動収入に計上してください。
9	認定こども園について【28.6.2追加】	学校法人において認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。	認定こども園は、単一の部門として取り扱ってください。
10	小科目の省略について【28.6.2追加】	学校法人会計基準の改正により新設された小科目について、該当が無い場合は予算書及び決算書への記載を省略することができますか。	該当の無い小科目は省略することが可能です。(大科目は省略することができません。)
11	第2号、第3号基本金について【28.6.2追加】	改正後の学校法人会計基準では、資金収支計算書の大口目「その他の収入」の小科目として、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」が新設されましたが、第2号基本金及び第3号基本金とは、具体的にどのようなものですか。	基本金は第1号～第4号に分類されます。 1号:固定資産に対応する基本金 2号:将来の固定資産取得用資金に対応する基本金 3号:奨学資金等に対応する基本金 4号:恒常的に保持すべき資金に対応する基本金 第2号、第3号基本金について、具体的には以下のとおりです。 [第2号基本金] 将来第1号基本金の組入対象となる資産を取得する目的で保有する金銭などの金融資産を事前に留保し、その金融資産そのものを基本金の組入対象とするもの。 [第3号基本金] 継続的に保持運用することにより、その運用成果(その運用による果実)を特定目的のために利用させることを目的とした、寄付者の意思や学校法人が独自に設定した基金で、たとえば奨学基金や研究基金など。

整理 番号	項 目	質 問	回 答
12	償還補助金の 会計処理につ いて 【28.6.2追加】	授業料軽減借入金償還補助金及び施設設備整備費借入金償 還補助金の会計処理について教えてください。	このことについては、「学校法人会計基準改正後の愛知県私立高等学校授 業料軽減借入金償還補助金及び愛知県私立学校施設設備整備費借入金償 還補助金の会計処理について(通知)」(平成28年5月16日付け事務連絡)を 参照してください。